

民間協力による歩行者用砂箱設置について

札幌市域では、毎冬、凍結路面による歩行者自己転倒が多数発生しており、解すべき課題となっています。

この課題の解決にあたっては、滑りやすい路面が、気象状況によって、瞬時に、かつ広範囲にわたって発生することから、行政だけでは対応が困難となっており、市民による砂の散布などの協力が必要となっています。

そこで、冬期間における歩行環境の更なる向上にむけて、市民・企業・行政がそれぞれ役割を担い、協働により、取り組みを進めます。

(目的)

提供者名が表示された砂箱の寄贈をうけることにより、その設置強化と協働による街づくり意識の向上を目指します。

(提供者)

提供者は、単独又は複数の企業、法人及び町内会等の団体とし、歩行者用砂箱提供者基準(別紙-1)によります。

(寄贈)

札幌市が指定する砂箱を購入していただき、提供者名を表示したものを、札幌市に寄贈していただきます。

(提供者名の表示)

表示内容は別紙-2 のとおり、提供者名、業種が分かるような文章、または企業のイメージアップに資する文章、及びロゴとし、提供者の営業及び個別商品の宣伝は表示できません。なお、これらの内容は雪対策室で審査するものとします。

また、表示する箇所、表示の範囲は別紙-2 によるものとします。

(設置期間)

砂箱の設置期間等については次のとおりとします。

1. 砂箱の設置年限については、寄贈を受けた年度から5年を目途とします。
2. 5年を経過して、継続できる場合、引き続き取り組みを行います。
3. 継続しない場合、または5年を経過した砂箱が壊れた段階で取り組みを終えることとします。
4. 毎年度の歩道への砂箱設置は、11月下旬～3月下旬までとします。

(設置地域)

都心部及び、地下鉄駅、JR駅周辺などの歩行者の多い地域とします。

なお、重点的に展開を図って行きたい都心の範囲は、南北は北5条通から南3条通間、東西は西1丁目通から西7丁目通間(ただし、札幌駅前通、創成川通及び国道区間は除く)とします。

(設置箇所)

設置箇所は交差点に近接した歩道内とします。

なお、これ以外の歩道への設置については、必要性や安全性を考慮し決定します。

また、設置希望箇所が重複した場合には、道路管理者による調整を行います。

(所有)

砂箱は道路付属物とし、提供を受けた時から札幌市の所有となります。

(管理)

提供者には、砂箱の設置及び撤去並びに夏期間中の保管を行うとともに、設置期間中は良好な状態を保つよう努めていただきます。

なお、札幌市は設置期間中の管理及び砂袋の補充を行い、破損等による砂箱の機能が著しく損なわれた場合には、現状回復を行います。ただし、寄贈を受けた年度から5年を経過し、取り組みを継続した後に破損した場合はこの限りではありません。

歩行者用砂箱提供者基準

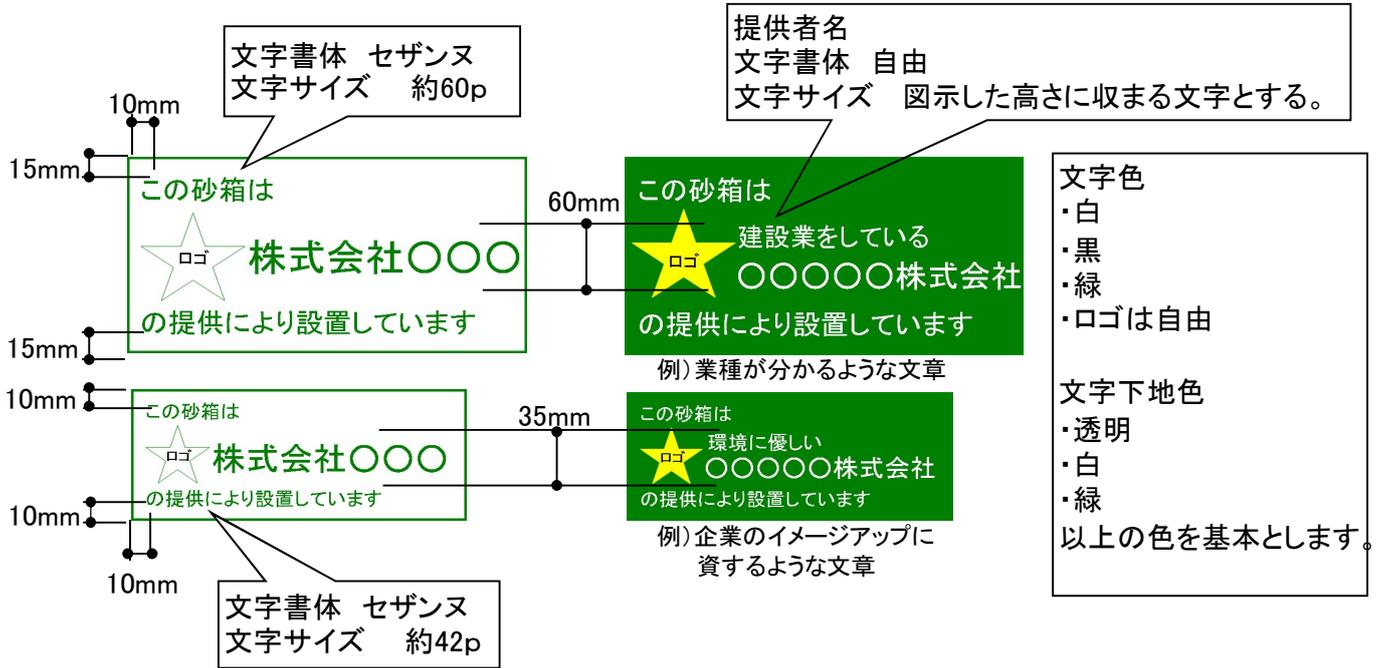
歩行者用砂箱は道路付属物となることから、社会性及び公共性に照らし、下記の法令等に抵触しない業種とします。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十一項に規定される業種。
2. 札幌市消費生活条例第二十二條の規定に抵触する行為を行う業種。

別紙2

◆ 表示内容及び色

表示サイズ 側面・裏面部 300mm × 150mm以内 上面・正面部 250mm × 100mm以内



◆ 形状および表示箇所

移動架台式



(単位: mm)

